

「新はつらつ職場づくり宣言」がお勧めです！！

会社の悩み…

人を募集しても
全然来てくれない



新しく人が入ってもすぐに
やめていってしまう

残業を減らしたり休みを増やし
たりしているけど、そのことをうまく
PRできない。。

仕事を探している人の気持ち…

建設の仕事に興味はあるけど、
どの会社を選べばいいかわから
ない



自分の時間も大切にしたい
から残業とか休日労働が多
い会社は避けたい



ハラスメントのない
職場で働きたい



子供ができて安心して働
き続けられる
会社がいいな



有給休暇を
ちゃんと取らせ
てくれる会社
で働きたい



監督署に寄せられる労働相談
で一番多いのは有給休暇に関
する相談です。多くの人が大
きな関心を持っています。



このような問題の解決方法のひとつとして…

「新はつらつ職場づくり宣言」

をお勧めします！！



1 新はつらつ職場づくり宣言ってなに？

労働者がはつらつと働ける職場をつくることを宣言して、そのことをみんなに知ってもらうための制度です。

宣言の内容は、例えば、

- 毎週水曜日と給料日を「ノー残業デー」とし、残業時間の削減に努めます
- 誕生日休暇、年3日のリフレッシュ休暇を導入し、有給休暇の取得を促進します
- 労働災害をなくすため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動に積極的に取り組みます
- 全員参加でリスクアセスメントを実施し、職場から危険の芽を摘み取ります
- 従業員のスキルアップの取組みとして、各種資格取得のための受験料・受講料等の援助をします
- コミュニケーションを大切にし、ハラスメントのない職場を目指します

といったものです。

もれなく額に入った、けっこう立派な登録証と宣言書を交付します。



2 新はつらつ職場づくり宣言をすればどんな効果が？

効果その1 みんなにPRできる

労働者が働きやすい職場をつくっていることを求人票や会社のホームページや岐阜労働局のホームページに載せることができるから、**みんなにPRできる**ので、会社の取組みに共感してくれる**人材の新たな獲得**につながる

- ※ 新しく何かに取り組まないと宣言ができないわけではありません。
- ※ 今まで取り組んできたことを改めて宣言することでもOKです。

効果その2 離職率の低下

労働者を大切にする会社の姿勢を労働者全員に知ってもらうことで、安心して長く働き続けてもらうことができるので、**離職率の低下**につながる

効果その3 モチベーションアップ

働きやすい職場をつくることで従業員の**モチベーションアップ**につながる



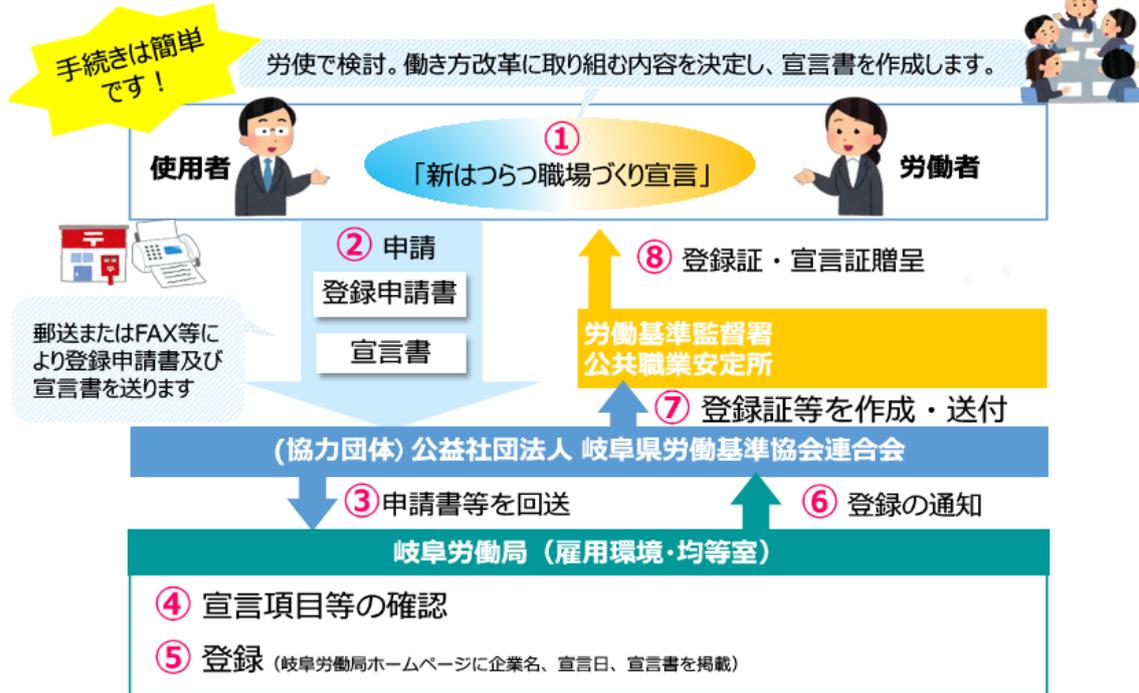
3 思わぬうれしい効果も！？

- 従業員同士のコミュニケーションがよくなり、品質・生産性が向上した
- 年休の取得率向上に伴い、従業員同士の協力意識が高まった
- 他の従業員が休業した際のフォロー体制ができた
- 社内の雰囲気がよくなった
- 社内全体で仕事に対する意識レベルが向上した
- 社員ひとりひとりの能力がアップし、仕事の幅が広がった
- 家族や友人との時間も大切にでき、仕事への意欲にもつながるようになった



4 宣言の方法は？

▶ 宣言の流れ

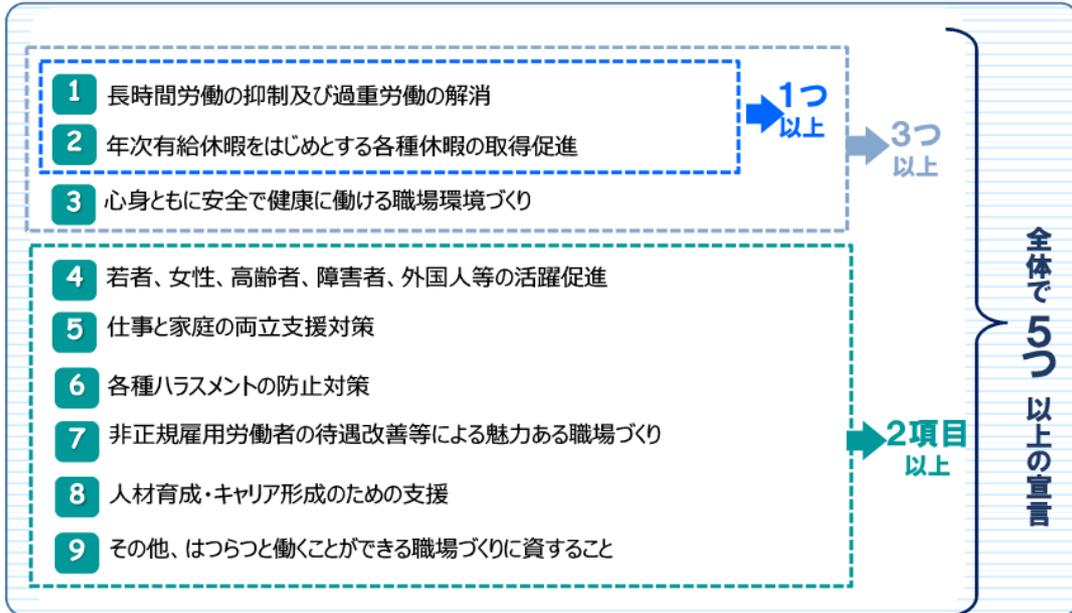


登録には、以下の条件が必要です。

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 企業等の労使が宣言内容に賛同し、双方の代表者が署名した「宣言書」(重点項目番号を記入)を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 企業や事業場の情報（名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日）及び「新はつらつ職場づくり宣言（働き方改革実現推進）」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事案等が発覚した場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページから削除する場合があること。

▶ 宣言の要件

宣言は、以下の重点項目 **1** から **9** の中から、記載された数以上の宣言をすることが必要です。
宣言例は、岐阜労働局のホームページに掲載しています。



宣言書例

新はつらつ職場づくり宣言書

私たち、〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働組合（又は従業員代表△△△△）は、労使ともに協力して、健康・快適で仕事のしやすい職場づくりを目指すために、当社においては働き方改革を推進し、次のとおり「はつらつ職場づくり」に取り組むことを労使で宣言する。

- 1 時間外労働の削減と、疲労回復のため毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。**1**
- 2 労働時間を適正に管理し、サービス残業を生じさせません。時間外労働・休日労働の削減に努め、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。**1 5**
- 3 誕生日、結婚記念日等を「家族感謝デー」として、年次有給休暇の取得を促進します。**2**
- 4 心の健康づくり計画を作成し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みます。**3**
- 5 女性の管理職への登用を積極的に推進します。**4**
- 6 若者の就労支援のため、インターンシップを実施します。**4**
- 7 育児・介護と仕事の両立支援に取り組みます。また、男性の育児休業等の取得促進を進めます。**5**
- 8 コミュニケーションを大切にし、一人ひとりの人格を尊重し、パワーハラスメントのない職場を目指します。**6**

年 月 日

〇〇〇〇株式会社 労働組合
委員長 △△ △△ 印
(又は従業員代表 △△ △△ 印)

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

左の宣言書例は、上の **1** から **6** を盛り込んだ例です。

宣言例文は岐阜労働局のホームページからダウンロードできます。

宣言書例、登録申請書もダウンロード可能です。



「登録申請書」に必要事項を記載の上、「宣言書」を添付し、

公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会あて

FAX (058-270-0388) をお願いします。



5 (最後に) 宣言することのデメリットは？

宣言したからにはしっかり取り組まねば、というプレッシャーがかかる。。。かもしれませんが、まずは、自社でできる範囲の取り組みから始めてみませんか？？？